



次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人京都社会事業財団 行動計画

当法人がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～令和7年3月31日までの10年間
2. 内容

目標1 : 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。
男性職員 年に1人以上取得すること。
女性職員 取得率を80%以上とすること。

<対策>

- ❖平成27年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、部科（課）長を対象とする研修を実施し、その後も継続して実施する。

目標2 : 計画期間内に、育児休業をしている職員に対して、事業所の状況を提供し、職場復帰の向上に努める。

<対策>

- ❖平成27年4月～ 職員向け通信誌等を育児休業中の職員にも配布し、事業所の状況を知ってもらう。



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画

行動計画書

施設名：社会福祉法人 京都社会事業財団

全体の目標：女性が現在よりさらに就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
2. 課題 職種によって男女の平均継続勤務年数に差異がある
3. 目標と取り組み内容・実施時期

目標1：すべての職種において男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数の割合を70%以上とする

<取組内容>

- ❖令和3年4月～ 育児・介護・配偶者の転勤等を理由に退職を希望する者に退職決定前に育児・介護等に関する制度を個別に説明する。
- ❖令和4年4月～ 改善策の検討・実施

目標2：職員の残業時間数を全体として1割削減を図る

<取組内容>

- ❖令和3年4月～ 各部署に残業時間の削減を促す（周知文書を回覧）。
- ❖令和4年4月～ 1年間の実績をもとに達成できていない部署の問題点の洗い出しを行う。
- ❖令和5年4月～ 達成できていない部署での改善策の検討を行う。
- ❖令和7年4月～ 改善策の試行。
- ❖令和7年4月～ 完全に全体の残業時間を1割削減する。